

社会的ルールの認知構造[†]

東 正 訓

The Cognitive Structure of Social Rules

Masanori HIGASHI

要 約

本研究の目的は, 社会的ルールに関する人々の認知構造を測定し, そのデータにもとづき, 種々のルール間の関係やルールの特徴を明らかにすることである。17 個の社会的ルール (刑法, 商法, 憲法, 道徳, 礼儀作法, 常識, 規則, 契約, 交通ルールなど) を 21 個の両極性の評価尺度で評定させたデータをもとに, 多変量解析をおこなった。クラスター分析によって, 各ルールの階層的分類が得られ, 人々は制度化されたルール群と制度化されないルール群の区別をしていることが示唆された。さらに, 「制裁の厳格さと明確さの程度」, 「日常性・内面化の程度」, 「成立における伝統性の程度」の 3 個の因子得点を用いて, 各ルールの特徴を量的に記述した。

Keywords : social rules, social norm, typology of rules, cluster analysis, factor analysis.

[†] 本研究は, 日本心理学会第 56 回大会 (東, 1992 a) および日本社会心理学会第 33 回大会 (東, 1992 b) において発表した。

問 題

わたくしたちの日常生活は、刑法や商法など成文化されたルール、対人関係に関わる道徳、礼儀作法やエチケットのようなルールの存在を前提にして、営まれている。社会的行動を理解するうえで、われわれのルールに対する認識の内容を知ることは重要である。本研究の目的は、様々な社会規範やルール、法律など（本稿では、これらを社会的ルールとよぶ）について、人々が同様な認識をもち、区別をしているのか、その認知構造を多変量解析によって明らかにし、社会的ルールの分類を試みることである。

さて、本研究のように、社会的ルールに対する認識内容を経験的に明らかにするためには、これまでの演繹的な社会的ルールの類型化に関する研究が参考となるだろう。そこで、社会学を中心とした社会的規範の類型化の試みを通覧する。

1. 社会的ルールの類型化

社会的規範を類型化した研究の端緒としては、Sumner (1906) の習俗 (folkways) と道徳観念 (mores) の分類がよく知られている。後に Sorokin (1947) はこの Sumner の分類が、一切合財を一緒にした分類であると批判して、法的規範 (law-norms)、技術的規範 (technical norms)、エチケットと流行 (norms of etiquette and fashion)、その他の規範 (norms of something else) という分類を提唱した。しかし、「その他の規範」という最後に提示した分類カテゴリーに表れているように、Sumner と大差がない。次に Williams (1951) は、Sorokin の分類を改訂して、技術的規範 (technical norm)、因襲的規範 (conventional norm)、審美的規範 (aesthetic norm)、道徳的規範 (moral norm) とし、さらに制度的規範 (institutional norm) を加える。その他著名なものとしては、Linton (1936) による普遍的 (universals)、個別的 (specialties)、選択的 (alternatives) の分類カテゴリーがある。我妻 (1987) は上記に挙げた諸研究よりも細かい分類をした社会学者 Davis の分類を整理して、図示している (Fig. 1)。

Morris (1956) は、これらの演繹的分类は、何らかの所与の階層的・基準的なシステムの中に種々の規範の特徴を位置づけようとする試みであるとして、分類のための基準となる連続体を 17 個提案した。

- (1) どの程度その規範が多くの人に知られているか（強制する人々にとって）

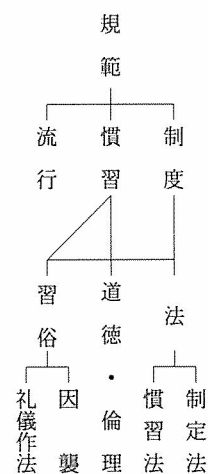


Fig. 1 社会規範の分類
(我妻, 1987, p. 182より)

- (2) どの程度その規範が多くの人に知られているか（適用される側の人々にとって）
- (3) どの程度受容され、同意されているか（強制する人々にとって）
- (4) どの程度受容され、同意されているか（適用される人々にとって）
- (5) 対象者への適用の程度が集団の少数の人たちか、ほとんどの人達か
- (6) 対象者への適用の程度が特定の条件下か、ほとんどの場合か
- (7) 罰よりも報酬が大であるか、報酬よりも罰が大であるか
- (8) 制裁の厳しさが軽くて重要でないか、重くて重要であるか
- (9) 強制する力が、特定の指定された責任をもつか、一般的で、普遍的な責任をもつか
- (10) 施行の程度が、厳しくなく時々途切れるか、厳格で一様であるか
- (11) 権威の源泉が、「合理的、功利的、道具的——神聖、本来的、絶対的で自主的」
- (12) 対象者の内面の程度が、「少なく、外的な強制が必要——大きく、自己強制で十分である」
- (13) 社会化の過程が、「二次的関係から遅れて学習したのか——一次的关系から早期に学習したのか」
- (14) 被統治者による強化の程度が、「ほとんどない——非常に高く持続的である」
- (15) 対象者が試みる同調の総計：「ほとんどだれも試みない——ほとんどの人が試みる」
- (16) 対象者の逸脱の総計：「非常に多い——ほとんどない」
- (17) 逸脱の種類：「下位規範が成立している——パタン化された抜け道——個人的な逸脱」

この Morris が提案した連続体上における各ルールや規範の特徴づけは、ルールの経験的分類を指向する研究に対して示唆するところが大きい。例えば、被験者に各連続体をわかりやすい評定尺度に変えて提示し、被験者の評価判断によるデータを得ることが可能であろう。

2. 社会的ルールの経験的分類

人々の社会的ルールに関する認識内容をもとにして、経験的な分類を試みたものとして、木下富男と林春男の一連の研究がある（木下・林，1984；林・木下，1984；木下・林，1988；林・木下，1991）。先述のような演繹的分類とは異なり、彼らは個々のルール間の構造的関係に関する被験者の認識内容を質問紙法によって測定しており、そのデータ分析から帰納的に分類をおこなうという、いわゆる行動科学的な接近法をとった点に特徴がある。

彼らは、社会的ルールとは、「個々人の社会行動をある程度レギュレートすることにより、社会全体としての葛藤損失コストを最小限にしようとする、社会調整システムのこと…」と定義した（木下・林，1984）。彼らは人々の社会行動を調整する機能を「社会的ルール」が果たしており、種々のルールは、有機的な関連を保つ一つのシステムであると考えた。

彼らは、憲法・刑法・民法・商法・規則・契約・戒律・掟・仁義・慣例・習俗・作法・常識・規範・道徳といった 15 個の社会的ルールをとりあげ、18 個の特性連続体に対する評価を求め、その特性連続体間の因子分析から、ルール間の構造的関係を明らかにしようとした。林・木下

(1984)では、以下の6次元解が報告されている。

- (1) 成文化の程度（ルールが成文化されているかどうかの次元）
- (2) 適用範囲（ルールの適用範囲が狭いかどうかの次元）
- (3) 形成・変革（ルールの成立や変更に関与出来ないかどうかの次元）
- (4) 制裁・運用（ルールの逸脱に対する処罰が厳格かどうかの次元）
- (5) 制裁構造（ルールが禁則を中心としたものか、違反者に対して罰を与えるのは誰なのか、特定の人かどうかの次元）
- (6) 内在化の次元（ルールが内在化、例えば進んで守る気持ちになるかどうかの次元）

さらに、林・木下（1991）では、上の6次元をさらに要約した下記の3次元解を示している。

- (1) 変更可能性の大きさ
- (2) 適用範囲の広さ
- (3) 違反に対する制裁のあり方

この3次元空間において、4つのクラスター（群分け）が見出されたとしている。

- ① 変更が比較的容易なルールのクラスター：契約・商法・規則・規範
- ② 広い適応範囲をもつルールのクラスター：憲法・民法・刑法・道徳・常識
- ③ 適応範囲が狭く変更困難なルールのクラスター：掟・仁義・戒律
- ④ 制裁規定があいまいなルールのクラスター：作法・慣例・習俗

本研究では、木下と林らのルール評価の特性尺度が必要な評価の諸基準を網羅していると考えた。そこで、この木下と林の諸研究を参考にして、被験者に各ルールの評定を求めることにした。この社会的ルールに対する認知内容に関するデータを多変量解析にかけることにより、ルール間の関係や類型化を明らかにすることにした。

（注）ルールに関する哲学や言語学、法哲学などの諸学の分類は、ここでいう社会的ルールだけに言及したものではない。本稿では、これらの論考と直接の関連をみいだせないので詳述はおこなわない。これらに対する心理学の立場からの概括としては、林・木下（1991）および Argyle, Furnham, Graham（1981）がある。

方 法

- (1) 被験者：追手門学院大学大学生 28 名（男子＝ 9 名，女子＝ 19 名）を対象とした。
- (2) 調査：木下・林（1991）がもちいたルールの評定尺度対 18 個に、3 個の尺度をつけ加えたものを用いた。つけ加えた尺度は、「守ろうとする人が多い——守ろうとする人が少ない」、「ふだん意識することが多い——ふだんは意識しない」、「絶対に守らなくてはいけない——時と場合によっては守らなくてもよい」である。評定対象としたルールは、17 個であった。リストアップすると、慣例、常識、習俗、道徳、礼儀作法、掟、戒律、仁義、民法、商法、

刑法、交通ルール、憲法、規則、契約、規範、生命倫理である。新しく付け加えたルールは、交通ルールと生命倫理である。木下と林の研究で用いられた「作法」は礼儀作法に入れ換えた。被験者は全てのルールを評定した。

- (3) 分析手順：本稿では、各ルールに対する評定値をもとにして、クラスター分析と因子分析をもちいて、ルール間の関係を明らかにすることをこころみた。

結 果 と 考 察

1. ルール間のクラスター分析

ここでは、演繹的分類にもとづく Fig. 1 のようなルールの階層的構造（樹状構造）を被験者の評定データをもとにして、帰納的に構築することを考えた。そこで、ルール（刺激）間の評定プロフィールの非類似度をデータにして、階層的クラスター分析をおこない、ルール間の親近関係を樹状構造に描くことにした。

まず、評定尺度得点をもちいて、ルール間のユークリッド2乗距離をもとめて、非類似度とした。これにより、よく似た評定内容であるルール同士のユークリッド2乗距離は、似ていない評定内容であるルール同士よりも小さくなる（近い距離になる）ことによって、親近度を表現することができる。このユークリッド2乗距離行列（17×17）を階層的クラスター分析（Ward 法）によって分析した。樹状図（デンドログラム）を Fig. 2 に示す。

デンドログラムによれば、17 個のルールは、慣例、習俗、道徳、掟、仁義などの明文化されていない非制度的ルールと、民法、商法、刑法、規則、契約などの制度的ルールに大きく2つに分類されていることがわかる。

非制度的ルール群は、社会の成員全体に適用されるルール（慣例、習俗、常識、道徳、礼儀作法）と社会の一部の人に適用されるルール（戒律、掟、仁義）に下位分類されるようである。

制度的ルール群は、民法、商法、憲法などの罰がさほど明確でない法律関係と、刑法や交通

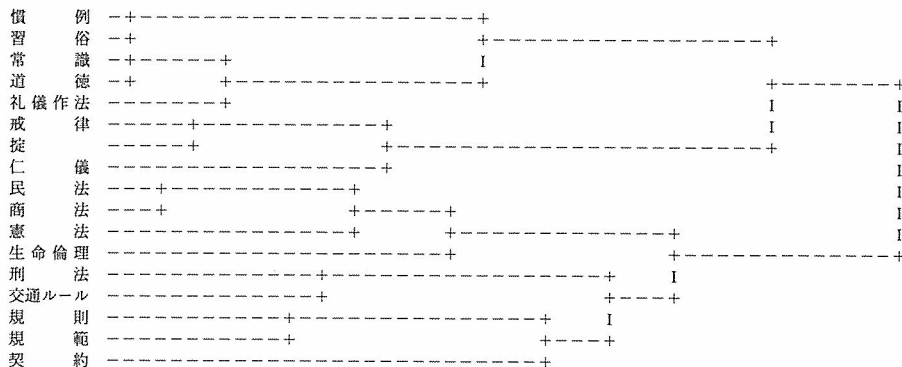


Fig. 2 社会的ルールのクラスター分析

ルールなどの罰が明確な法律関係、さらに規則、規範、契約などの法律以外のルールに下位分類できるようである。もともと規範とは、これらの社会的ルールの総称として用いられることが多いが、ここでは、制度的ルール群に分類されている。

2. 評定尺度の因子分析と因子得点平均による各ルールの特徴づけ

対象としたデータ行列は、21の評定尺度を行とし、列にルール17個に対する評定者28名の評定値(17個×28名=476)をならべて構成した。このデータ行列から、21個の評定尺度間の相関行列をもとめ、主成分分析(3成分解を採用)をおこない、Varimax回転、さらにPromax回転を施した。Table 1にPromax解を示した。Fig. 3には各ルールの因子得点平均をプロットした結果を示した。

・第1因子：制裁の厳格さと明確さの程度

この因子は、「少しの罰でも罰せられる」、「そむいた場合の罰が大きい」、「違反しているかどうかの判定基準が明確」などに負荷する。違反に対する制裁や罰が厳重かつ適用場面や範囲が明確かどうかの程度を測定する因子と考えられる。因子得点の平均によれば、交通ルール、刑法、契約、戒律などが制裁運用が厳重で明確さをもつルールであると考えられている。常識、習俗は制裁があいまいで不明確なルールである。

・第2因子：日常性・内面化の程度

この因子は、「ふだん意識する」、「自ら進んで守る」、「守ろうとする人が多い」などに負荷する。各ルールがどの程度、日常的で成員自身に内面化されているかを測定する因子と考えられる。交通ルール、常識、行儀、道徳などが日常的かつ内面化されたルールであり、商法や生命倫理、憲法などは日常的でない、いわばなじみの薄いルールである。

Table 1 社会的ルール17個のOver-allの因子分析(準拠構造値)

ITEM No.	REFERENCE STRUCTURE		ITEM	
7	804	- 060	170	少しの違反でも罰せられる — 少々違反では罰せられない
11	743	- 066	251	そむいた場合の罰が大きい — そむいた場合の罰が小さい
15	620	234	- 197	違反しているかどうかの判定基準が明確である — 違反しているかどうかの判定基準が不明確である
14	- 577	044	- 263	許される行動の幅がひろい — 許される行動の幅がせまい
21	558	248	- 084	絶対に守らなくてはならない — 時と場合によれば守らなくてもよい
17	519	- 340	- 189	違反者に対して罰を与えるのは特定の人に限られている — 違反者に対して罰を与えるのは気がついたら誰でも与えられる
3	446	- 446	- 113	特定の場面にも適用される — どの場面にも適用される
6	417	- 108	- 125	違反した場合の罰だけがある — 違反した場合の罰と守った場合のほうびの両方がある
20	037	711	079	ふだん意識することが多い — ふだんは意識しない
19	150	683	027	自ら進んで守る気になる — 外からの力によって守られている
18	- 094	663	- 038	守ろうとする人が多い — 守ろうとする人が少ない
16	- 019	598	- 088	生活をしていく上で重要である — 生活をしていく上で重要でない
1	304	- 464	002	特定の人やグループにのみ適用される — どの人やグループに対しても適用される
10	- 159	015	674	伝統性が重んじられる — 伝統性が重んじられない
8	250	097	653	変えにくい — 変えやすい
9	105	113	- 641	合理性が重んじられる — 合理性が重んじられない
5	029	046	- 565	成立に参加できる — 成立に参加できない
2	434	102	- 455	明文化されている — 明文化されていない
12	134	244	361	守ること自体に意味がある — 何らかの目的を達成する手段として意味がある
13	- 187	096	081	「すべきである」ことを強調する — 「すべきでない」ことを強調する
4	068	- 110	066	価値がからんでいる — 価値がからんでいない

東：社会的ルールの認知構造

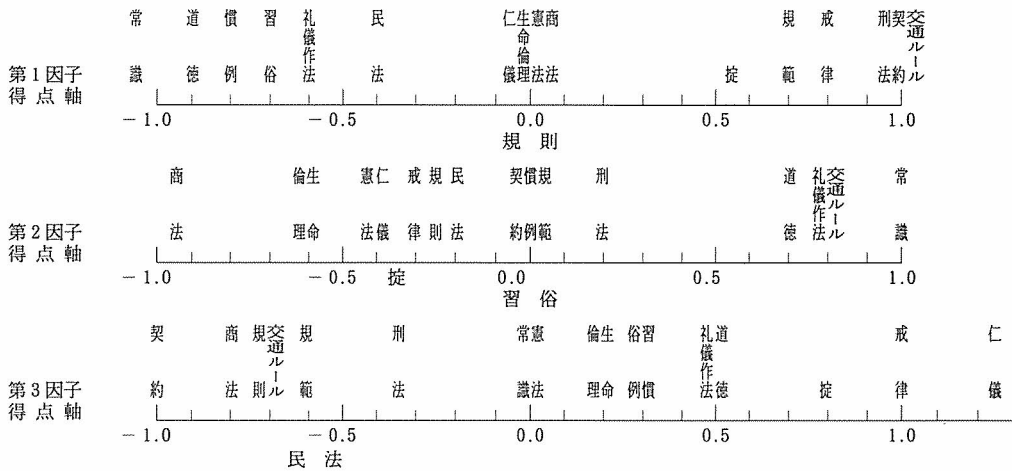


Fig. 3 各ルールの因子得点平均のプロット

・第3因子：成立における伝統性の程度

この因子は、「伝統性が重んじられる」、「変えにくい」、「合理性が重んじられない」、「明文化されていない」などに負荷をもつ因子である。各ルールの成立が伝統性や非合理性にどの程度もとづいているかどうかを測定する。成立基盤が伝統性におかれたルールは、変えにくく合理性を持たず明文化されていないものであると、被験者たちは考えていることが示唆される。その代表例として、仁義、戒律、掟がある。伝統とは無関係で合理性に基づくルールとして、契約、商法、規則、交通ルールなどが代表的である。

総 括

以上の分析から、ルールの認知内容の構造について次のような示唆がえられた。

- (1) クラスター分析の結果から、被験者らは、制度化されたルール（法律関係）と制度化されない慣習的ルールを大別していることが示唆される。
- (2) 制裁の厳格さと明確さの程度、日常性・内面化の程度、成立における伝統性の程度の3つの連続体（因子得点軸）によって、各ルールが特徴づけられる。これらの組み合わせから、次のように各ルールの特徴が記述できる。
 - ① 制裁が厳格なルール…刑法
 - ② 制裁が厳格でないルール群…慣例・習俗
 - ③ 制裁が厳格で、伝統的・非合理的なルール…戒律・掟
 - ④ 制裁が厳格で、合理的なルール…契約
 - ⑤ 制裁が厳格で、日常的で内面化され、合理的なルール…交通ルール

- ⑥ 制裁が厳格でなく、日常的で内面化されたルール…常識
- ⑦ 制裁が厳格でなく、非伝統的で合理的なルール…民法
- ⑧ 制裁が厳格でなく、日常的で内面化され、伝統的なルール群…道徳・礼儀作法
- ⑨ 非日常的で内面化されず、非伝統的で合理的なルール…商法
- ⑩ 非日常的で内面化されていないルール…生命倫理
- ⑪ やや非日常的で内面化されていないルール…憲法
- ⑫ 伝統的で非合理的なルール…仁義
- ⑬ 非伝統的で合理的なルール…規則

なお、以上の結果は、小人数でしかも大学生のみのデータから得られたものであり、その一般化可能性は保証されていない。本研究は、社会的ルールの認知構造を明らかにするために、多変量解析をどのように応用するかに力点が置かれた記述的研究に過ぎないことは否めない。我々の社会行動の大半はルール規定的であると主張されることがあり（例えば Harré & Secord, 1972）、社会的ルールの解明は、社会行動の理解と予測に欠かせない。これまで社会的ルールや規範に関する研究は数多くあるが、ルール現象を未だ十分には説明しきれていないようである。これらの理論的検討が今後の課題であろう。

引用文献

- Argyle, M., Furnham, A. & Graham, J. A. 1981 *Social Situations*. Cambridge University Press.
- 我妻 洋 1987 社会心理学入門（下）講談社学術文庫
- Harré, R. & Secord, P. F. 1972 *The Explanation of Social Behaviour*. Oxford : Blackwell.
- 林 春男・木下富雄 1984 社会的ルールの研究（2）日本心理学会第48回大会発表論文集 679.
- 林 春男・木下富雄 1991 社会的ルールの構造 木下富雄・棚瀬孝雄（編）法の行動科学 福村出版 pp. 22-51.
- 東 正訓 1992 a 社会的ルールの認知構造——正準判別分析による分類の試み——日本心理学会第56回大会発表論文集 181.
- 東 正訓 1992 b 社会的ルールの認知構造Ⅱ 日本社会心理学会第33回大会発表論文集 198-199.
- 木下富雄・林 春男 1984 社会的ルールの研究（1）日本心理学会第48回大会発表論文集 678.
- 木下富雄・林 春男 1988 社会的ルールの研究（3）——ルール違反に対する評価とそれを支える要因の構造——日本心理学会第52回大会発表論文集 236.
- Linton, R. A. 1936 *The Study of Man*. New York : Appleton-Century.
- Morris, R. T. 1956 A Typology of Norms. *American sociological Review*, 21, 610-613.
- Sorokin, P. H. 1947 *Society, Culture, and Personality*. New York : Harper and Brothers.
- Sumner, W. G. 1906 *Folkways*. Boston : Ginn & Co.
- Williams, R. M. 1951 *American Society*. New York : Knof.

1997年4月1日 受理